

地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和7年6月1日現在

1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	89,751
---------------------	--------

2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	660,941
---	---------

3 県議会議員の解職の請求

選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	神戸市東灘区	57,162
	神戸市灘区	35,968
	神戸市中央区	37,036
	神戸市兵庫区	30,189
	神戸市北区	58,523
	神戸市長田区	25,442
	神戸市須磨区	43,309
	神戸市垂水区	58,479
	神戸市西区	64,867
	姫路市	138,468
	尼崎市	127,794
	明石市	84,090
	西宮市	132,770
	洲本市	11,737
	芦屋市	26,270
	伊丹市	55,073
	相生市	7,619
	豊岡市及び美方郡	29,266
	加古川市	72,007
	たつの市及び揖保郡	29,467
	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,876
	西脇市及び多可郡	15,937
	宝塚市	63,578
	三木市	20,438
	高砂市	24,150
	川西市及び川辺郡	51,351
	小野市	12,791
	三田市	29,782
	加西市	11,562
	丹波篠山市	10,889
養父市及び朝来市	13,837	
丹波市	16,744	
南あわじ市	12,379	
淡路市	11,704	
宍粟市	9,666	
加東市	10,577	
加古郡	17,855	
神崎郡	11,068	